

第1回 地方分権・道州制研究会

日時：平成21年2月9日(月) 庁議終了後

場所：県庁本庁舎2階 第二特別委員会室

<知事あいさつ>

<テーマ>

1 地方分権改革について

2 道州制について

配布資料

資料1：福島県地方分権・道州制研究会設置要綱

資料2：地方分権・道州制に係る主な動きと今後の予定

資料3：第1回「地方分権・道州制研究会」-資料-

福島県地方分権・道州制研究会設置要綱

(設置)

第1条 地方分権改革が進展する中、関連する情報や課題等を広く共有し、真の地方自治・地方分権を更に推進する観点から広域自治体である福島県の在り方について議論を深めるため、庁内に「地方分権・道州制研究会」（以下「研究会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 研究会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 地方分権改革に関すること
- (2) 広域自治体の在り方に関すること
- (3) 道州制に関すること
- (4) その他必要な事項に関すること

(組織)

第3条 研究会は、知事、副知事、教育長、警察本部長、病院事業管理者、直轄理事、部長、会計管理者、総合安全管理担当理事、企業局長、病院局長、文化スポーツ局長、観光交流局長をもって組織する。

- 2 研究会に、会長及び副会長を置く。
- 3 会長は知事、副会長は副知事をもってあてる。

(招集)

第4条 研究会は、必要に応じて会長が招集する。

(幹事会)

第5条 研究会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、研究会の構成員が指名する者をもって構成する。
- 3 幹事会は、地方分権や広域自治体の在り方についての県の考え方の取りまとめ等に関する簡易な事項について協議調整する。
- 4 幹事会は、必要に応じて行政経営課長が召集する。

(庶務)

第6条 研究会の庶務は、行政経営課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年2月9日から施行する。

地方分権・道州制に係る主な動きと今後の予定

年	月	政府・国会	地方分権改革推進委員会 (H19.4.2 設置)	道州制ビジョン懇談会 (H19.1.26 設置)	福島県
H20	9	麻生内閣発足(首相所信表明) 「最終的には地域主権型道州制を目指す」			
	12		「第2次勧告」(12/8) 国の出先機関の見直し 義務付け・枠付けの見直し	集中審議(12/22~26) 道州制基本法の骨子案 区割り基本方針 スケジュールの前倒し など	
H21	1	第171回国会(1/5-6/3) 国出先機関見直し工程表の策定		↓ 20年末集中審議に係る「報告書」の策定(1月中)	
	2			最終取りまとめに向けた審議	第1回研究会(2/9) 分権・道州制に関する最近の主な動きを確認 地域密着型地方自治制度研究会議(市町村との議論)
	3	(工程表作成期限:3月末)		↓	
	4			↓	第2回研究会 講師(学識者等)による基調講演を予定
	5		「第3次勧告」(税財政制度の見直しが中心)	↓	研究会は、以降、国の動き等を踏まえつつ 2ヶ月に1回程度で開催
	6	経済財政諮問会議 「骨太の方針 2009」		↓	
	7			道州制基本法の骨子策定 + 道州制担当相に提出 (時期未定)	全国知事会議(三重県)
	8			↓	
	9	衆議院議員任期満了(9/10)		<政府> ・内閣に検討機関を設置(時期未定) H20.9 自・公連立政権合意事項	
	10	「地方分権改革推進計画」の策定・閣議決定 「出先機関改革大綱」の "		↓	
	11	「新地方分権一括法案」の国会提出 (早ければ H21 秋の臨時国会 or H22 通常国会)		・道州制基本法案の国会提出(時期未定)	政府主催 全国知事会議
	12				
H22	1				
	2				
	3		委員会設置期限	道州制ビジョン「最終報告」のとりまとめ	



資料 3

第 1 回
地方分権・道州制研究会
- 資料 -

平成 21 年 2 月 9 日
福 島 県

地方分権改革の主な動き

- H5年 「地方分権の推進に関する決議」(衆参両院)
- H7年 「地方分権推進法」施行
地方分権推進委員会による勧告(第1～5次)
- H12年 「地方分権一括法」施行
* 機関委任事務の廃止・・・国と地方は「対等・協力関係」に
* 税財政制度の見直し等は先送り・・・「未完の分権改革」
- H16～18年 「三位一体の改革」
 - 国庫補助金の廃止：約4.7兆円
 - 税源移譲：約3兆円
 - 地方交付税の削減：約5.1兆円

地方財政は
急速に悪化

- H19.4 「地方分権改革推進法」施行
- // 「地方分権改革推進委員会」発足

- H20.5

第1次勧告

：地方への権限移譲 等

- // .12

第2次勧告

：国の出先機関見直し 等

第二期地方分権改革

「第1次勧告」(H20.5)

重点行政分野の抜本的見直し

くらしづくり分野

認定こども園制度の一本化

教職員人事権の中核市への移譲

基準病床数の算定方法見直し・国同意廃止

生活保護制度の総合的な検討に着手

福祉施設・公営住宅の施設基準等は条例で

保健所長の資格要件緩和

など

まちづくり分野

都市計画に係る関与の廃止・縮小
農地転用許可権限の移譲、協議の廃止
一般国道の国直轄区間の要件見直し
都道府県内完結の一級河川の原則移管
地域防災計画の作成等に係る協議の廃止
国の中小・ベンチャー企業育成施策の限定

など

市町村への権限移譲

- 64法律359事務権限を都道府県から市町村へ移譲

* 宅地開発や商業施設等の開発行為の許可(市)

* 特別養護老人ホーム、保育所等の設置認可・指導監督等(市)

* 高圧ガスの製造・貯蔵・販売の許可等(市町村)

など

補助対象財産処分の弾力化

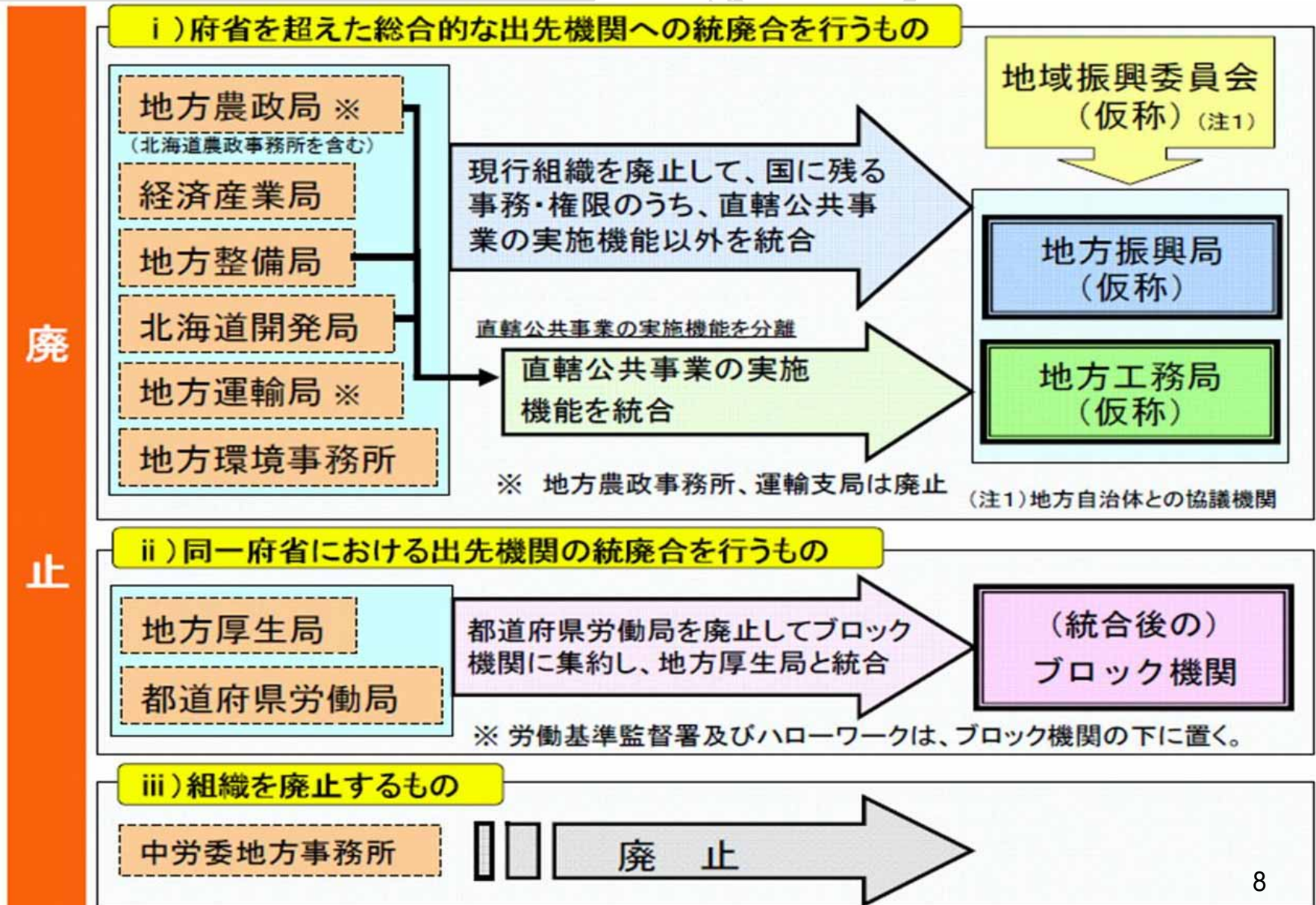
- 10年経過後の財産処分は国庫納付不要、届出・報告制へ

「第2次勧告」(H20.12)

国の出先機関の見直し

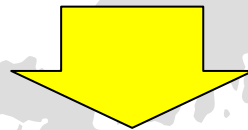
- 8府省15系統116事項の事務権限を見直し
 - * 無料職業紹介事業〔地方の役割拡大〕
 - * JAS品質表示の規制等〔地方移譲〕 など
- 地方農政局・地方整備局などを統合、府省を超えた総合的な出先機関を設置
 - 「地方振興局」・「地方工務局」
- 35,000人程度の職員を削減

< 国の出先機関見直しの方向性 >



義務付け・枠付けの見直し

- 自治体の業務を法令により「義務付け・枠付け」し、条例で自主的に定める余地を認めていない約1万条項を精査



約半数は不要と判断、見直しを求める

- * 保育所の乳児室の広さは1人あたり1.65㎡以上
- * 歩道の幅は2m(交通量多:3.5m)以上
- * 公営住宅入居者の月収は原則20万円以下 など

今後の予定(地方分権改革)

- H21.3 出先機関見直しの工程表を策定(政府)
- " .5 **第3次勧告** (税財政制度の見直し)
- 未定 「地方分権改革推進計画」の閣議決定
- 秋 「新分権一括法案」の国会提出
- H22.3 地方分権改革推進委員会 設置期限

道州制とは？

- 「都道府県よりも原則として広域の機関または団体を新たに創設しようとする制度構想の総称」

(西尾勝 著「地方分権改革」(2007)より)

- 論者によって考え方は多様
 - * 現在の都道府県に替わる新たな広域自治体
 - * 連邦国家における「州」に限りなく近い広域自治体
 - * 国の出先機関に近い広域自治体

分権改革に逆行

更なる行政効率化の手段として…
国から権限移譲の受け皿として…

【 主な背景 】

市町村合併の進展

(市町村数)

3,232 (H11.3.31)

1,772 (H22.2.1見込み)

総務省HPより

危機的な財政状況

(国および地方の長期債務残高)

410兆円 (H7年度末)

778兆円 (H20年度末見込み)

財務省HPより

今もなお続く東京一極集中

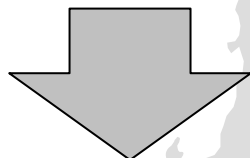
(ex.南関東1都3県の人口シェア)

27.0% (H17)

29.8% (H47)

国立社会保障・人口問題研究所 推計

第28次地方制度調査会
「道州制のあり方に関する答申」(H18.2)



「道州制の導入は適当」

- **地方分権を加速させ、国家としての機能を強化し、国と地方を通じた力強く効率的な政府を実現するための有効な方策**
- **9、11、13道州の3つの区域例を提示**
- **原則として全国同時に移行**

道州制論議の状況

～ 第28次地方制度調査会「道州制のあり方に関する答申」(H18.2)以降 ～

	道州制ビジョン懇談会 (政府)	地方六団体	自由民主党	日本経団連
H18年	(9月) 初の道州制担当の特 命大臣 安倍内閣発足時			(3月) 道州制の導入に 向けた第2次提言
H19年	(1月) ビジョン懇談会の設置	(1月): 全国知事会 道州制に関する 基本的考え方 …道州制は真の分権型社会を実現させるためのもの	(6月) 第2次中間報告 (11月) 「道州制推進本部」設置 道州制調査会から格上げ	
H20年	(3月) 中間報告 …2018年(H30)までに道州制に完全移行	(11月): 全国町村会 全国町村議会議長会 特別決議 …強制合併に繋がる道州制には断固反対	(7月) 第3次中間報告 …限りなく連邦制に近い道州制	(11月) 道州制の導入に 向けた第3次提言 …道州制の導入を通じた分権型国家の構築と広域経済圏の形成

【政府等の位置付け】(平成20年)

首相所信表明演説(9月)

- …最終的には地域主権型道州制を目指す

自民・公明両党の連立政権合意(9月)

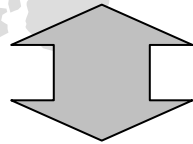
- …道州制基本法の制定に向け内閣に検討機関を設置

地方分権改革推進委員会「第2次勧告」(12月)

- …地方分権改革の取組みを推進していくことが、将来の道州制の実現に向けて確かな道筋をつける

【道州制ビジョン懇談会における集中審議】

- H20年12月に、「道州制基本法」骨子案を前倒し
のうえ策定し、翌H21年通常国会への法案提出を
政府に要請すること等を念頭に置いた集中審議が
急遽開催された。
- しかし、複数の委員から、審議の進め方等に対し
慎重意見が出され、年内の取りまとめは断念。



- 政府による道州制基本法案の策定作業も、分権改
革を優先させるため、国の出先機関見直しの工程
表が示された後(3月以降)に取り掛かるとされて
いる。

全国世論調査の結果

- H18、H19の2年続けて約62%が「反対」
または「どちらかと言えば反対」と回答

Q:道州制に賛成か、反対か？

	賛成	どちらかと言え ば賛成	どちらかと言え ば反対	反対
H18	10.2	18.5	35.6	26.1
H19	8.6	19.9	37.1	25.1

福島県の主張

- 「第二期地方分権改革」を優先させるべき
- 国土政策による人口の偏在是正が必要
- 市町村合併の検証が必要

【懸念】

- 道州内の新たな一極集中
- 地域の多様性・アイデンティティの喪失
- 住民自治は確保できるのか など

検討を要する事項

- 国、道州、市町村の役割分担
- 中央政府、地方支分部局の在り方
- 道州の立法権(条例制定権)
- 道州の首長・議会議員の選出方法
- 税財政制度(財政調整制度)
- 道州の区域割り
- 道州制の移行方法

今後の予定(道州制)

< H21年 >

- 道州制基本法案等の審議継続
(ビジョン懇談会)

- 未定 内閣に基本法案の検討
機関を設置

- 未定 基本法案の国会提出

< H22年 >

- 3月まで 「道州制ビジョン」の最終報告

